

● 外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等（支払又は支払の受領をいう。以下同じ。）を次のように指定し、平成十年四月一日から適用し、大蔵大臣の許可を受けなければならない支払又は支払の受領及び支払手段等の輸出又は輸入を指定する件（昭和五十五年十一月大蔵省告示第百十七号）は、平成十年三月三十一日限り、廃止する。

一 法第十六条第一項の規定に基づくもの

イ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、タリバーン関係者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件（平成十三年九月外務省告示第三百三十二号）で定めるものをいう。）（以下このイにおいて「対象者」という。）に對するもの及び対象者による本邦から外国へ向けた支払（対象者のために当該対象者以外の名義で行われるもののその他の当該対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

ロ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、テロリスト等として外務大臣が定めるもの（アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件（平成十四年一月外務省告示第十号）及び先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件（平成十四年四月外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）（以下このロにおいて「対象者」という。）に對するもの及び対象者による本邦から外国へ向けた支払（対象者のために当該対象者以外の名義で行われるものその他の当該対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

ハ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、コンゴ民主共和国に對する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に對する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成十七年十一月外務省告示第千百一号）で定めるものをいう。）に對するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

ニ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居

住者との間の支払であつて、スーダンにおけるダルフル和平阻害関与者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスーダンにおけるダルフル和平阻害関与者等を指定する件（平成十八年六月外務省告示第三百七十四号）で定めるものをいう。）に對しするもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

ホ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であつて、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年九月外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者として外務大臣が定めるもの（北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年五月外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）若しくは北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年四月外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）（以下このホにおいて「対象者」という。）に對しするもの又は対象者から受領するもの及び対象者による本邦から外国へ向けた支払（対象者のために当該対象者以外の名義で行われるものその他の当該対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

ヘ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、北朝鮮に住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）又はこれらのものにより実質的に支配されている法人その他の団体（本邦内に主たる事務所を有する法人その他の団体を除き、当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）に對しするもの。ただし、次に掲げる支払を除く。

- (1) 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がする国際電気通信役務に係る精算料金に係る支払
- (2) 万国郵便連合憲章に規定する指定された事業体間で決済する、万国郵便条約及びその施行規則に規定する補償金に係る支払
- (3) 厚生労働大臣がする労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基

づく保険給付に係る支払、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく給付に係る支払、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく保険給付に係る支払その他これらに類する給付に係る支払

(4) 北朝鮮に滞在する居住者がその滞在に伴い通常必要とする支払

(5) 北朝鮮に住所又は居所を有する自然人に対する支払であつて、次に掲げるもの（十万円に相当する額以下のものに限る。）

(i) 北朝鮮に住所又は居所を有する自然人がする食糧、衣料、医薬品その他生活に欠くことができない物資の購入に充てられるもの

(ii) 北朝鮮に住所又は居所を有する自然人が医療サービスを受けるために充てられるもの

(iii) (i) 及び (ii) に掲げるもののほか、人道上的理由により特に必要と認められるもの

ト 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であつて、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件（平成二十一年七月外務省告示第三百六十五号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの

チ 居住者によるイランへ向けた支払又は非居住者による本邦からイランへ向けた支払であつて、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に關連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に關連する活動を指定する件（令和七年九月外務省告示第三百七十四号）で定めるものをいう。）又はイランへの大型通常兵器等の供給等に關連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づくイランへの大型通常兵器等の供給等に關連する資金の移転防止措置の対象となる活動を指定する件（令和七年九月外務省告示第三百七十七号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの

リ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成二十二年六月外務省告示第三百十二号）で定めるものをいう。）に對しするもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

ヌ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居

住者との間の支払であつて、リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件（平成二十三年三月外務省告示第七十五号）別表のⅡに掲げるものをいう。）に對するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

ル 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等を指定する件（平成二十三年九月外務省告示第三百十五号）で定めるものをいう。）に對するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

ヲ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、クリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びにロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びにロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者を指定する件（平成二十六年八月外務省告示第二百六十七号）で定めるものをいう。）に對するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

ワ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件（令和四年二月外務省告示第七十九号。以下「令和四年第七十九号告示」という。）で定めるものをいう。）（以下「資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人」という。）のうち、令和四年第七十九号告示（別表１）及び（別表３）に掲げる団体に對するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

カ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人のうち、令和四年第七十九号告示（別表２）に掲げる個人に對するもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

ヨ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体を指定する件（令和四年三月外務省告示第九十一号。以下「令和四年第九十一号告示」という。）で定めるものをいう。）（以下「資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体」という。）のうち、令和四年第九十一号告示（別表１）に掲げる個人に対しするもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

タ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体のうち、令和四年第九十一号告示（別表２）及び（別表３）に掲げる団体に対しするもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

レ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国・地域の団体及び個人として外務大臣が定めるもの（ウクライナをめぐる国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国・地域の団体及び個人を指定する件（令和五年十二月外務省告示第四百四十五号）で定めるものをいう。）に対しするもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

ソ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件（平成二十六年八月外務省告示第二百八十二号）で定めるものをいう。）に対しするもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

ツ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、イエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるイエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等を指定する件（平成二十六年十二月外務省告示第三百九十四号）で定めるものをいう。）に対しするもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

ネ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した

者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（平成二十七年九月外務省告示第三百二十三号）で定めるものをいう。）に對しするもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

ナ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、マリ共和国における平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるマリ共和国における平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（令和二年三月外務省告示第九十五号）で定めるものをいう。）に對しするもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

ラ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、ハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置等の対象となるハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（令和四年十一月外務省告示第三百八十八号）で定めるものをいう。）に對しするもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

ム 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、資産凍結等の措置の対象となる暴力的行為に関与するイスラエルの入植者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる暴力的行為に関与するイスラエルの入植者を指定する件（令和六年七月外務省告示第二百五号）で定めるものをいう。）に對しするもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

ウ 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件（令和七年九月外務省告示第三百七十五号）で定めるものをいう。）（以下このウにおいて「対象者」という。）に對しするもの及び対象者による本邦から外国へ向けた支払（対象者のために当該対象者以外の名義で行われるものその他の当該対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

二 法第十六条第三項の規定に基づくもの

イ 居住者による本邦から外国へ向けた支払であつて、当該居住者が他の居住者又は非居住者と共同して設立する組合その他の団体（外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）第二十一条に定める事業を行うものに限る。）による外

国における事業活動に充てるためのもの

ロ 居住者による本邦から外国へ向けた支払であつて、当該居住者が他の居住者又は非居住者と共同して設立する組合その他の団体によるロシア連邦における事業活動に充てるためのもの

ハ 居住者による本邦から外国へ向けた支払であつて、当該居住者がロシア連邦に住所若しくは居所を有する自然人若しくはロシア連邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）又は当該自然人若しくは当該法人その他の団体に実質的に支配されている法人その他の団体と共同して設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるためのもの

ニ 前号イ、ロ及びウに掲げるもののほか、居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて、前号イ、ロ及びウにそれぞれ規定する対象者により実質的に支配されている法人その他の団体（本邦内に主たる事務所を有する法人その他の団体を除き、当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。ホにおいて同じ。）に対するもの及び当該法人その他の団体による本邦から外国へ向けた支払

ホ 前号ホに掲げるもののほか、居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であつて、前号ホに規定する対象者により実質的に支配されている法人その他の団体に対するもの又は当該法人その他の団体から受領するもの及び当該法人その他の団体による本邦から外国へ向けた支払